

令和6年度

女川町各種会計歳入歳出決算審査意見書

女川町基金運用状況審査意見書

女川町監査委員

女 監 第 22 号
令和 7 年 8 月 27 日

女川町長 須 田 善 明 殿

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

令和 6 年度女川町各種会計決算審査及び基金運用状況審査の結果について

地方自治法第233条第 2 項及び同法第241条第 5 項の規定により、審査に付された令和 6 年度一般会計、特別会計歳入歳出決算証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに令和 6 年度基金運用状況を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和6年度女川町各種会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査した決算書及び帳簿証書類

- 1 令和6年度女川町一般会計・各種特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 2 令和6年度女川町一般会計・各種特別会計歳入歳出決算事項別明細書、同年度実質収支に関する調書及び関係帳簿
- 3 財産に関する調書及び関係諸帳簿
- 4 財政健全化審査及び算定様式諸表

第2 審査した期間

一般会計及び各種特別会計 : 令和7年7月30日・31日、8月6日・7日・8日（実働5日）

第3 審査の概要

決算審査に当たっては、予算に定める目的に従って、事務や事業が最も効果的、経済的に執行されているか、適法に会計処理がなされているか、計数に誤りがないか、また、過去の指摘事項が改善されたかを主眼に、既の実施した定期監査、例月出納検査の結果を考慮に入れて関係する諸帳簿を基に精査するとともに、所管課から説明を受け、資料の提出を求め、慎重に審査を行った。

第4 審査の結果

- 1 審査に付された各種会計決算の計数は正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正かつ妥当であると認めた。
- 2 財政運営については、計画的かつ健全な運営が図られ、行政水準の向上に努められたことが認められる。

第5 決算の概要

1 各種会計の総括

令和6年度各種会計の決算規模は、歳入決算額14,435,221千円（一般会計12,596,164千円、特別会計1,839,057千円）、歳出決算額13,714,906千円（一般会計11,890,518千円、特別会計1,824,388千円）で、歳入歳出差引額は720,315千円である。これを前年度と比較してみると、歳入は11.71%の減、歳出は9.95%の減となった。

各会計の財政収支の状況は、次表のとおりである。

各 種 会 計 決 算 額 表

(単位：円)

会 計 種 別	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	差 引 額	左 の 措 置
一 般 会 計	12,596,164,402	11,890,517,796	705,646,606	繰越明許費繰越額 104,082,209
				事故繰越し繰越額 15,353,412
				基金繰入額 586,210,985
地 方 卸 売 市 場 特 別 会 計	83,918,118	83,918,118	0	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	741,702,322	737,887,849	3,814,473	基金繰入額 3,814,473

(単位：円)

会計種別	歳入決算額	歳出決算額	差引額	左の措置
後期高齢者医療 特別会 計	124,974,425	124,085,125	889,300	翌年度へ繰越 889,300
介護保 険 会 計	888,462,336	878,496,947	9,965,389	基金繰入額 8,183,389
				翌年度へ繰越 1,782,000
合 計	14,435,221,603	13,714,905,835	720,315,768	

2 一般会計

(1) 財政の推移

令和4年度から令和6年度までの3か年における一般会計の財政の推移は6ページのとおりであるが、令和6年度一般会計歳入決算額は12,596,164千円で、前年度に比べ1,913,832千円の減である。歳出決算額は11,890,518千円で、前年度に比べ1,538,046千円の減である。その主な要因は、出島架橋建設事業費に係る工事の進捗による916,465千円の減、塚浜区に整備していた防災広場整備事業の終了により災害対策費が252,212千円の減となったことや、原子力災害対策施設整備費423,458千円が全額減となったことによるものである。

出島大橋が完成し、新たな観光資源としての出島活性化や交流人口の増加を図りつつ、震災復興事業で新たに生まれたまちなかのより一層の活用を図り、本町が将来的に持続していけるよう、適切な財政計画をたて、将来世代に負債を残さないよう健全財政の維持に努められるよう望むものである。

(2) 財政収支の状況

ア 実質収支

令和6年度の決算の状況は、前述したように歳入総額12,596,164千円、歳出総額11,890,518千円で、差し引き705,646千円の剰余金を生じたが、翌年度に繰り越すべき財源(繰越明許費等繰越額)119,435千円を差し引いた実質収支は、586,211千円の黒字となっている。

投資的事業を積極的に行っているにもかかわらず黒字で推移したことは、本町が収支の均衡に留意し、適切な財政計画の下に財政運営を行っているためと認められる。

イ 単年度収支(当該年度の実質的な収支)

令和6年度実質収支(586,211千円)から、令和5年度実質収支(137,094千円)を差し引いた単年度収支は、449,117千円の黒字である。

ウ 実質単年度収支（単年度収支の実質上の数値を確かめる財政分析）

単年度収支	+	基金積立金	+	地方債繰上償還金	-	基金取崩し額
(449,117,478円)		(129,647,208円)		(0円)		(1,180,000,000円)
= 実質単年度収支						
= (△601,235,314円)						

単年度収支に基金積立金をプラスの要素とし、基金取崩し額をマイナスの要素とした、いわゆる実質単年度収支は、△601,235千円（前年度36,000千円）となった。

なお、本年度の財政力指数（3か年平均）は0.926である。

一般会計の財政収支状況の推移

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額 A	14,137,449,294	14,509,997,134	12,596,164,402
歳出総額 B	13,107,282,984	13,428,564,080	11,890,517,796
形式収支 (A - B) C	1,030,166,310	1,081,433,054	705,646,606
翌年度へ繰越すべき財源 D	繰越明許費繰越額 378,250,510	繰越明許費繰越額 313,008,547	繰越明許費繰越額 104,082,209
	事故繰越し繰越額 508,039,986	事故繰越し繰越額 631,331,000	事故繰越し繰越額 15,353,412
実質収支 (C - D) E	143,875,814	137,093,507	586,210,985
前年度実質収支 F	162,490,463	143,875,814	137,093,507
単年度収支 (E - F) G	△ 18,614,649	△ 6,782,307	449,117,478
基金積立金 H	70,741,329	69,547,000	129,647,208
地方債繰上償還金 I	0	0	0
基金取崩し額 J	900,000,000	700,000,000	1,180,000,000
実質単年度収支 (G + H + I - J) K	△ 847,873,320	△ 637,235,307	△ 601,235,314

(3) 歳入の状況

歳入決算額は12,596,164千円となり、そのうち国庫支出金28.9%、町税27.0%、繰入金11.3%、地方交付税5.4%の構成比順となっている。

財源別収入構成は、下表のとおりである。

財 源 別 収 入 構 成 (推 移)

(単位：円、%)

区 分		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		決算額	増減率	構成比	決算額	増減率	構成比	決算額	増減率	構成比
自 主 財 源	町 税	3,198,306,533	△ 3.1	22.6	3,254,666,374	1.8	22.4	3,407,069,438	4.7	27.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	207,141,520	11.5	1.5	189,625,231	△ 8.5	1.3	199,225,592	5.1	1.6
	財 産 収 入	211,145,489	△ 23.6	1.5	263,408,175	24.8	1.8	311,799,312	18.4	2.5
	繰 入 金	1,414,142,072	△ 90.7	10.0	961,155,511	△ 32.0	6.6	1,429,565,857	48.7	11.3
	諸 収 入	480,416,730	△ 54.3	3.4	672,925,911	40.1	4.6	610,746,765	△ 9.2	4.8
	繰 越 金 分 担 金 及 び 負 担 金 寄 附 金	2,400,253,759	253.1	17.0	967,275,593	△ 59.7	6.7	1,026,246,136	6.1	8.1
	計	7,911,406,103	△ 61.8	56.0	6,309,056,795	△ 20.3	43.4	6,984,653,100	10.7	55.3

(単位：円、%)

区 分		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		決算額	増減率	構成比	決算額	増減率	構成比	決算額	増減率	構成比
依	地方交付税	607,257,000	△ 86.9	4.3	747,963,000	23.2	5.2	674,395,000	△ 9.8	5.4
	国庫支出金	3,783,973,610	△ 22.2	26.8	4,702,872,978	24.3	32.4	3,643,327,277	△ 22.5	28.9
	県支出金	620,227,581	△ 21.4	4.4	1,027,957,361	65.7	7.1	535,951,025	△ 47.9	4.3
	町債	964,100,000	62.1	6.8	1,462,800,000	51.7	10.1	455,000,000	△ 68.9	3.6
存	地方譲与税	250,485,000	14.5	1.7	259,347,000	3.5	1.7	302,838,000	16.8	2.5
	利子割交付金									
	配当割交付金									
	株式等譲渡所得割交付金									
	法人事業税交付金									
	地方消費税交付金									
	自動車税環境性能割交付金									
	地方特例交付金									
	自動車取得税交付金									
	交通安全対策特別交付金									
	計									
合 計	14,137,449,294	△ 55.5	100.0	14,509,997,134	2.6	99.9	12,596,164,402	△ 13.2	100.0	

○ 第1款 町税

町財政の主要な財源である町税については、女川原子力発電所関係の固定資産税収入が多くを占めており、前年度と比較し152,403千円の増額となっている。

町税の収納率については、現年度分は 99.40%（令和5年度 99.80%）と僅かながら前年度を下回っており、滞納繰越分については 24.23%（令和5年度 51.53%）と前年度を大きく下回っている。

自治体運営の根幹となる自主財源である税収確保と納税者に不公平感を抱かせないような取組に努力されることを望む。

○ その他の歳入

町税以外の収入未済額については、住宅使用料等（収入未済額14,216千円）、災害援護資金貸付金（収入未済額9,218千円）、医療施設使用料（収入未済額2,326千円）、介護施設使用料（収入未済額1,214千円）、土地建物貸付収入（収入未済額272千円）、奨学金貸付金（収入未済額310千円）の収入未済が生じているため、今後とも適切な債権管理に意を用いられたい。

(4) 歳出の状況

歳出においては、適正な財政計画の下に適切な予算が編成され、効率性を十分考慮しつつ執行したことが認められるが、今後とも、経費節減への努力を払うとともに、不用額を極力少なくするような予算執行を望む。

款別の状況は、次のとおりである。

○ 第1款 議会費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	98,169,000	96,646,589		1,522,411	98.45%
令和6年度 b	96,612,000	95,133,260		1,478,740	98.47%
比較増減 b-a	△ 1,557,000	△ 1,513,329		△ 43,671	

支出済額は、前年度に比較して1,513千円の減である。不用額は、前年度より43千円少ない1,479千円である。

○ 第2款 総務費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	3,495,713,510	3,066,741,405	166,779,600	262,192,505	87.73%
令和6年度 b	2,666,373,798	2,559,255,265	15,624,789	91,493,744	95.98%
比較増減 b-a	△ 829,339,712	△ 507,486,140	△ 151,154,811	△ 170,698,761	

支出済額は、前年度に比較して507,486千円の減である。減の主なものは、原子力災害対策施設整備費423,458千円等である。不用額は、前年度262,192千円から今年度91,494千円と170,699千円の減である。

○ 第3款 民生費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	1,151,234,000	1,097,769,259		53,464,741	95.36%
令和6年度 b	1,169,796,000	1,125,924,655	500,000	43,371,345	96.25%
比較増減 b-a	18,562,000	28,155,396	500,000	△ 10,093,396	

支出済額は、前年度に比較して28,155千円の増である。増の主なものは、保育所費19,426千円、社会福祉総務費13,955千円等である。減の主なものは、児童福祉総務費18,454千円等である。不用額は、前年度53,464千円から今年度43,371千円と10,093千円の減である。

○ 第4款 衛生費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	1,317,963,000	1,124,240,537	133,718,000	60,004,463	85.30%
令和6年度 b	1,363,571,000	1,162,898,496	17,500,000	183,172,504	85.28%
比較増減 b-a	45,608,000	38,657,959	△ 116,218,000	123,168,041	

支出済額は、前年度と比較して38,658千円の増である。増の主なものは95,027千円、保健衛生総務費14,037千円、清掃総務費26,168千円等である。減の主なものは火葬場管理費96,336千円等である。不用額は前年度60,004千円から今年度183,172千円と123,168千円の増である。

○ 第5款 農林水産業費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	1,030,159,000	843,841,803	172,857,000	13,460,197	81.91%
令和6年度 b	1,229,792,000	712,639,266	495,516,000	21,636,734	57.95%
比較増減 b-a	199,633,000	△ 131,202,537	322,659,000	8,176,537	

支出済額は、前年度に比較して131,203千円の減である。減の主なものは漁港建設費159,018千円等である。増の主なものは、林道維持管理費20,044千円等である。不用額は、前年度13,460千円から今年度21,636千円と8,176千円の増である。

○ 第6款 商工費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	347,217,000	327,593,095		19,623,905	94.35%
令和6年度 b	1,061,626,000	1,040,612,634	4,560,000	16,453,366	98.02%
比較増減 b-a	714,409,000	713,019,539	4,560,000	△ 3,170,539	

支出済額は、前年度に比較して713,020千円の増である。増の主なものは、観光費135,500千円、企業立地対策費592,891千円等である。不用額は、前年度19,624千円から今年度16,453千円と3,171千円の減である。

○ 第7款 土木費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	6,469,922,900	4,360,505,848	2,050,565,576	58,851,476	67.40%
令和6年度 b	3,682,302,576	3,469,359,772	128,614,712	84,328,092	94.22%
比較増減 b-a	△ 2,787,620,324	△ 891,146,076	△ 1,921,950,864	25,476,616	

支出済額は、前年度に比較して891,146千円の減である。減の主なものは、道路新設改良費62,477千円、出島架橋建設事業費916,465千円等である。増の主なものは、土地開発費105,401千円等である。不用額は、前年度58,851千円から今年度84,328千円と25,477千円の増である。

○ 第8款 消防費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	527,925,980	519,846,129	5,700,000	2,379,851	98.47%
令和6年度 b	293,423,000	287,197,633	2,700,000	3,525,367	97.88%
比較増減 b-a	△ 234,502,980	△ 232,648,496	△ 3,000,000	1,145,516	

支出済額は、前年度に比較して232,648千円の減である。減の主なものは災害対策費252,212千円である。不用額は、前年度2,380千円から今年度3,525千円と1,145千円の増である。

○ 第9款 教育費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	887,081,300	802,288,887	50,407,000	34,385,413	90.44%
令和6年度 b	741,202,000	708,765,385		32,436,615	95.62%
比較増減 b-a	△ 145,879,300	△ 93,523,502	△ 50,407,000	△ 1,948,798	

支出済額は、前年度に比較して93,523千円の減である。減の主なものは体育施設管理費150,252千円等である。増の主なものは、小・中学校教育振興費18,246千円、社会教育総務費11,336千円等である。不用額は、前年度34,385千円から今年度32,436千円と1,949千円の減である。

○ 第10款 災害復旧費

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執 行 率
令和5年度 a	545,861,586	538,606,061		7,255,525	98.67%
令和6年度 b	42,632,000	41,775,800		856,200	97.99%
比較増減 b-a	△ 503,229,586	△ 496,830,261		△ 6,399,325	

支出済額は、前年度に比較して496,830千円の減である。減の主なものは都市下水道災害復旧費525,551千円である。増は漁港災害復旧費41,776千円等である。不用額は、前年度7,255千円から今年度856千円と6,399千円の減である。

○ 第11款 公債費

支出済額は、前年度に比較して40,102千円の増である。

支出済額の対前年度比は、元金が61,826千円の増、利子が8,276千円の増となっている。

今後とも財政運用の効率化の見地から、できるだけ金利の低い資金を活用するよう検討されたい。

○ 第12款 諸支出金 (省略)

○ 第13款 予備費

基金費の積立金に1,635千円充用している。流用禁止科目の予算管理については、慎重に事務を遂行されたい。

3 地方卸売市場特別会計

- (1) 本会計の決算額は、歳入歳出それぞれ83,918千円（前年度比2,708千円の減）であり、一般会計から赤字補てんとし39,768千円（前年度比2,918千円の減）を繰り入れしている。
なお、財政調整基金の年度末現在高は558円（前年度末現在高558円）である。
- (2) 令和6年度の水揚高は数量において28,486トン（前年度23,589トン）、金額において7,827,754千円（前年度7,598,529千円）と、数量で4,897トン、金額で229,225千円上回っている。
この主たる要因は、さんま、いさだが数量、金額ともに前年度を上回ったことである。
- (3) 地球温暖化に伴う海水温上昇等による影響が継続していることから、本町基幹産業が継続していくため、積極的な取組みを強く求める。

4 国民健康保険特別会計

- (1) 本会計の決算は、歳入741,702千円、歳出737,888千円、差引き3,814千円を基金へ繰り入れしている。
- (2) 繰入金として、一般会計から73,604千円が繰り入れされている。
- (3) 本会計の主な財源は、国民健康保険税156,857千円（21.1%）、県支出金491,201千円（66.2%）で、歳入総額の87.4%（前年度90.1%）を占めている。
- (4) 国民健康保険税の収納率は、全体で89.8%（前年度89.0%）であり、現年度分96.9%（前年度96.9%）、滞納繰越分30.8%（前年度20.2%）となっている。
- (5) 国民健康保険制度を取り巻く環境は、今後も被保険者数の減少や医療費の増加傾向が続くものと見込まれるので、安定的・効率的に運営されるよう切に願うものである。

5 後期高齢者医療特別会計

- (1) 本会計の決算は、歳入124,974千円、歳出124,085千円、差引き889千円を翌年度へ繰り越ししている。
- (2) 本会計の主な財源は、後期高齢者医療保険料87,643千円（70.1%）、一般会計繰入金32,145円（25.7%）で、歳入総額の95.9%を占め、以下、諸収入4,456千円（3.6%）等の構成となっており、後期高齢者医療保険料の収納率は100%（前年度100%）である。一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金117,135千円で、歳出総額の94.4%を占めている。
- (3) 本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業であり、町民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、万全を期すよう望むものである。

6 介護保険特別会計

- (1) 本会計の決算は、歳入888,462千円、歳出878,497千円、差引き9,965千円のうち8,183千円を基金へ繰り入れし、1,782千円を翌年度へ繰り越している。
- (2) 本会計の主な財源は、国・県支出金 341,850 千円（38.5%）、支払基金交付金 217,311 千円（24.5%）、繰入金 152,099 千円（17.1%）、介護保険料 157,917 千円（17.8%）等の構成となっており、介護保険料の収納率は98.7%（前年度98.6%）となっている。一方、歳出の主なものは、保険給付費 775,924 千円、地域支援事業費 56,129 千円で、歳出総額の94.7%を占めている。
- (3) 高齢者人口の増加傾向はまだまだ続くので、今後とも円滑な保険給付に万全を期するため、収納の安定確保に努められるとともに、介護予防事業についても積極的に取り組まれない。

7 審査総括所見

令和6年度は、町民生活の面では物価上昇が大きな負担となった。デフレ脱却で個人所得が緩やかに上昇に転じつつある中で、国際的な原材料価格の高騰や円安の影響等で物価上昇が続いていた折、さらに米価の高騰が追い打ちをかけ、生活費の大幅な上昇に所得の増加が追い付かない厳しい生活環境であった。

地元中小企業の経営環境についても、基幹産業である漁業・水産加工業は海水温の上昇等による漁獲高の減少や水揚げ魚種の変化等により厳しい経営状況が続く中で、米国の関税措置の問題が発生する等、先行き不透明で厳しい1年であった。

このような中で、女川町の令和6年度決算については、一般会計の決算額が、歳入総額は12,596,164千円、歳出総額は11,890,518千円で、歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰越すべき財源119,436千円を差し引いた収支額は586,210千円の黒字となっている。

歳入歳出規模は、前年度と比較すると、歳入で13.2%、歳出で11.5%の減少となったが、その大きな要因としては出島架橋建設事業や原子力災害対策施設工事等の施設整備といった事業の進捗に伴い減額したものである。

収支額が586,210千円の黒字となっているが、財政調整基金を1,180,000千円取崩して歳入不足を補っていることから、実質的には赤字決算である。

特別会計の決算額については、4会計の歳入総額が1,839,057千円、歳出総額が1,824,388千円であり、歳入から歳出を差し引いた収支額は14,669千円の黒字となっている。

一般会計においては、公共施設等の比較的大規模な整備が終結に向かっており、歳入歳出の規模が震災以前の通常ベースへ戻りつつある中で、収支については依然として歳入不足部分を財政調整基金の取崩しに依存しており、健全な収支バランスとは言い難い状況にある。

しかし、この課題解決に向けて、令和7年度から固定資産税の大幅な増収が見込まれているが、このことを短期的なものとして捉え、さらに安定した歳入基盤を確保するために、人口増加に向けた各種事業への取組みや地場産業の経営安定支援事業を推進するとともに、町制施行100周年へ向けた各種イベントを通じて交流人口の増加と地域経済社会の活性化を進めている。さらに、予算編成時のシーリングにより歳出規模の抑制にも取り組んでおり、こうした各施策を継続するとともに、新たな財源の確保を検討し導入することによって、収支バランスの改善が図られることを期待する。

財政の健全性については、企業の内部留保ともいえる財政調整基金を10,722,377千円確保していることや、財政健全化判断比率に関する指標において、早期健全化基準及び財政再生基準がともに基準を大幅に下回っていることから、女川町の財政は健全であると確認できる。

現在の安定した財政を将来においても維持できるように、単年度の収支バランスを重視した経営を継続するとともに、限りある財源を効率的・効果的に活用するために、真に必要な事業へ選択と集中により投資することが重要と考える。

行政事務運営面では、改善が必要と認められる事案があったことから、法令に基づいた適切な事務処理が行われるように職員のスキルアップを図ることや一定の経験を持った職員が担当部局に配置されるような人事サイクルの構築について、積極的に対応することを検討されたい。

令和6年度女川町基金運用状況審査意見書

第1 審査の対象

- 1 女川町用品調達基金
- 2 女川町土地開発基金
- 3 女川町国民健康保険高額療養費貸付基金
- 4 女川町介護サービス費等貸付基金

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、定額の資金を運用するための基金（定額運用基金）が審査対象となる。

第2 審査した期間

令和7年7月23日

第3 審査の概要

基金運用状況審査に当たっては、女川町長から提出された基金運用状況表について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合点検を行い、各担当部署から説明を徴し、当該基金の計数の正確性や各基金条例の趣旨に沿って運用されているかなどに主眼をおいて審査を実施した。

第4 審査の結果

各種基金の計数は正確であり、運用利子等も正確に処理され、各基金条例の趣旨に沿って運用されていることを認めた。

第5 基金の概要

1 女川町用品調達基金

本基金は、用品の集中購売を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、女川町用品調達基金の設置及び管理に関する条例（昭和40年女川町条例第9号）第2条の規定により設置されたものである。

令和6年度の運用状況は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	備 考
基 金	500,000	0	500,000	
内 訳	現金預金	319,402	△ 10,824	308,578
	用品在庫	180,598	10,824	191,422

用品在庫残高内訳

(単位：円)

種 別	単 価	数 量	残 高
角2号名入封筒	1,012.0	97束	98,164
長3号名入封筒	286.0	90束	25,740
長3号名入封筒 (窓付き)	511.5	132束	67,518
合 計			191,422

2 女川町土地開発基金

本基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として、土地開発基金条例（昭和46年女川町条例第16号）第1条の規定により設置されたものである。

令和6年度の運用状況は次のとおりである。

(単位：円)

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	備 考
基 金		163,347,995	51,525	163,399,520	
内 訳	現 金 預 金	163,347,995	51,525	163,399,520	
	土 地	0	0	0	

土地内訳 なし

3 女川町国民健康保険高額療養費貸付基金

本基金は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2の規定による高額療養費の費用を支払うための資金の貸付けを行うために、女川町国民健康保険高額療養費貸付条例（昭和60年女川町条例第12号）第2条の規定により設置されたものである。

令和6年度の運用状況は次のとおりである。

(単位：円)

区	分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	備	考
	基	3,000,079	1,708	3,001,787		
内	現	3,000,079	1,708	3,001,787		
	貸	0	0	0		

4 女川町介護サービス費等貸付基金

本基金は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による特例居宅介護サービス費等の費用を支払うための資金の貸付けを行うために、女川町介護サービス費等貸付条例（平成12年女川町条例第16号）第2条の規定により設置されたものである。

令和6年度の運用状況は次のとおりである。

(単位：円)

区	分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	備	考
	基	5,052,596	3,591	5,056,187		
内	現	5,052,596	3,591	5,056,187		
	貸	0	0	0		

女 監 第 22 号
令和 7 年 8 月 27 日

女川町長 須 田 善 明 殿

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

令和 6 年度女川町上水道事業会計及び下水道事業会計決算審査の結果について
地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された、令和 6 年度女川町上水道事業会計決算、下水道事業会計決算及び
証書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

第1 審査の概要

1 審査の期日 令和7年8月8日

2 審査の方法

町長から審査に付された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否かを検証するため、会計帳簿・証書類及び事業の経営内容の動向を分析し、経済性及び公共の福祉の確保を主眼として考察したほか、必要と認める審査を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算書類について、地方公営企業法や関係法規のほか会計原則に基づいて概ね準拠して調製されているが、減価償却額等の一部で計数に不一致がみられ、経営成績及び財政状況の表示のほかに令和7年度の決算に影響を及ぼすことから、その部分を考慮して限定付適正意見とし、計数不一致等を除き、これを正当と認めた。

なお、計数不一致に関しては、「第9 審査指摘事項」を作成したので参考とし、早急に必要な修正をされたい。

1 予算決算

(1) 上水道事業

決算報告書における収益的収入は、工事関係者の町内宿泊施設利用者の減少により使用水量が減少したため、前年度と比較して営業収益が1,849千円の減収となった。

また、営業外収益においては、国庫補助金及び他会計補助金の増により、収益的収入の総額は10,431千円の増額となり、407,775千円となった。

一方、事業費用においては、水質基準超過による対応が主な要因となり前年度と比較して営業費用が20,259千円の増額となり、損益計算書において69,677千円の純損失となった。

また、資本的支出は、女川出島線配水管布設工事のほかに老朽管布設替工事を施工し、水道施設等の整備と更新に努めた。各収支とも予算実施計画に沿って執行されており、その結果は次のとおりである。

なお、支出の決算額に仮払消費税及び地方消費税35,756千円が含まれている。

ア 収益的収入及び支出

本年度の予算については4回の補正を行い、決算時における損益について、純損失69,677千円を計上した。

事業収益は、予算額549,750千円に対し、決算額が538,483千円で11,267千円の減となっている。減の要因としては、給水収益の減によるものである。

また、事業費においては予算額606,808千円に対し、決算額は586,364千円で20,444千円の減となっている。減の要因としては、各種委託料、動力費及び修繕料の減によるものである。

イ 資本的収入及び支出

資本的収入は、予算額400,357千円に対し、決算額254,425千円で、これは、消火栓設置負担金9,613千円 国庫補助金4,413千円（デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）258千円、他会計補助金4,154千円）及び企業債240,400千円である。

資本的支出については、予算額411,234千円に対し、決算額267,061千円で、これは建設改良費252,917千円、企業債元金償還金14,144千円である。

（2）下水道事業

決算報告書における収益的収入のうち営業収益は、上水道事業と同様に工事関係者の町内宿泊施設利用者の減少により処理水量が減少したが、水産加工業等による排水量の増加により前年度と比較して営業収益が7,516千円の増収となった。

また、営業外収益においては、他会計の浦宿地区雨水排水施設整備事業で整備した施設等を受贈財産として受け入れたことによる長期前受金戻入益の増収により351,193千円となり、収益的収入の総額は、523,426千円となった。

一方、事業費用においては、前年度と比較して営業費用が230,538千円の増額、営業外費用が2,525千円の増額となり、損益計算書において132,694千円の純損失となった。

また、資本的支出は、流域下水道建設改良負担金等を支出した。各収支とも予算実施計画に沿って執行されており、

その結果は次のとおりである。

なお、支出の決算額に仮払消費税及び地方消費税25,715千円が含まれている。

ア 収益的収入及び支出

本年度の予算については4回の補正を行い、決算時における損益について、純損失132,694千円を計上した。

事業収益は、予算額382,911千円に対し、決算額が523,426千円で140,515千円の減となっている。減の要因としては、他会計負担金の雨水処理負担金の減によるものである。

また、事業費においては予算額475,015千円に対し、決算額は666,068千円で191,053千円の増となっている。増の要因としては、他会計の浦宿地区雨水排水施設整備事業で整備した施設等を受贈財産として受け入れたことにより減価償却額が増加したものであるが、地方公営企業法施行令第18条ただし書きを根拠とし、増額分と概ね同額が長期前受金戻入益となっていることから、経営に大きな影響を与えないことを確認した。

イ 資本的収入及び支出

資本的収入は、予算額329,484千円に対し、決算額312,581千円で、これは国庫支出金46,478千円、他会計補助金188,103千円及び企業債78,000千円である。

資本的支出については、予算額330,747千円に対し、決算額313,261千円で、これは建設改良費125,158千円、企業債元金償還金188,103千円である。

第3 事業量と経営成績

(1) 上水道事業

事業量については、年度末の給水人口が5,769人で、前年度より73人の減少となっている。

有収水量については、1,019,321m³で、有収率は81.26%となっている。

事業収益	516,608,699円
------	--------------

事業費	586,286,053円
-----	--------------

差引き69,677千円の純損失を生じ、収益対費用比率は88.12%となっている。

収益については、営業収益が使用水量の減少により1,849千円減収、営業外収益については、国庫補助金等の増により10,431千円の増収となった。

以上により事業収益は、前年度に比較して8,582千円の増収となった。

費用について、その構成比率は減価償却費66.30%、諸経費18.95%、人件費6.87%、動力費2.16%、その他5.72%で、前年度に比較して諸経費等が増加し、前年度より21,857千円増加している。

宿泊施設利用者の減少のほか水質基準超過対応により、給水人口及び有収水量は減少傾向であり、現状のままでは給水収益の増収は期待できない状況下で、操出基準に基づかない他会計から補助金を受けている状況であり健全な経営がなされているとは言えない状況である。このことから、委託人件費や資材費用の高騰に対応して水道料金及びメーター使用料の改定するなどによる収益増加と費用削減により、早急に経営改善に努められたい。

(2) 下水道事業

事業量については、年度末の水洗化人口が4,608人となっている。

有収水量については、639,706m³で、有収率は105.8%となっている。

事業収益	517,073,898円
------	--------------

事業費	649,768,302円
-----	--------------

差引き132,694千円の純損失を生じ、収益対費用比率は77.97%となっている。

収益について、その構成比率は、長期前受金戻入益57.69%、下水道使用料25.21%、他会計支出金14.29%、その他2.81%となっている。

費用について、その構成比率は減価償却費66.70%、流域下水道管理費12.79%、管渠費4.83%、ポンプ場費3.11%、その他12.57%となっている。

上水道事業同様に、増収は見込めない状況下であるので、料金を改定することなどにより収益を増加させるなど健全経営に対する対策を望むものである。

第4 資金収支・貯蔵品受払の状況

1 資金状況

(1) 上水道事業

資金収支については、当年度受入資金 859,367 千円に対し支払資金 694,444 千円で、差引き 164,923 千円繰り越しされた。

また、収入状況については、現年度調定額 792,894 千円に対し、国庫補助金及び他会計補助金等が未収となっていることから、収入率は 90.30%となっているが、水道料金等の営業収益の収入率は 99.52%となっている。

今後とも、上水道事業収益の大きな柱である、水道料金の増収と資金の円滑な運用に努められたい。

区 分	資 金 収 支		差 額
	受 入	支 払	
繰 越 金	132,458,270 円	8,058,954 円	
未 収 金	133,778,738 円		
当年度収支資金	593,130,732 円	686,385,846 円	
合 計	859,367,740 円	694,444,800 円	164,922,940 円

収 入 状 況 比 較 表

区 分	収 入 状 況 比 較 表		
	令 和 6 年 度 (A)	令 和 5 年 度 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
調 定 額	792,894,045 円	742,743,026 円	50,151,019 円
収 入 額	715,981,962 円	613,182,949 円	102,799,013 円
収 入 率 %	90.30%	82.56%	7.74
未 収 額	76,912,083 円	129,560,077 円	△52,647,994 円

令和 6 年度未収額 76,912 千円の内訳は、給水収益等 620 千円、国県支出金 20,847 千円、他会計支出金 45,452 千円、消費税還付金 9,993 千円である。

(2) 下水道事業

資金収支については、当年度受入資金 773,949 千円に対し支払資金 697,715 千円で、差引き 76,234 千円繰り越しされた。

また、収入状況については、現年度調定額 537,704 千円に対し、他会計支出金や企業債が未収となっていることから、収入率は 95.27%となっているが、下水道使用料の営業収益の収入率は 99.51%となっている。

今後とも、下水道事業収益の大きな柱である、下水道使用料の増収と資金面の円滑なる運用に努められたい。

区 分	資 金 収 支		差 額
	受 入	支 払	
繰 越 金	138,224,921 円	42,260,064 円	
未 収 金	21,108,220 円		
当年度収支資金	614,616,857 円	655,454,943 円	
合 計	773,949,998 円	697,715,007 円	76,234,991 円

収 入 状 況 比 較 表

区 分	令 和 6 年 度 (A)	令 和 5 年 度 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
調 定 額	537,704,149 円	595,736,722 円	△58,032,573 円
収 入 額	512,253,966 円	574,942,584 円	△62,688,618 円
収 入 率 %	95.27%	96.51%	△1.24%
未 収 額	25,450,183 円	20,794,138 円	4,656,045 円

令和6年度未収額 25,450 千円の内訳は、下水道使用料等 691 千円、他会計支出金 24,759 千円である。

2 貯蔵品状況

上水道事業における貯蔵品については、今年度末における棚卸額は、量水器の5,303千円である。

受払保管については、適正に行われていたと認められるが、台帳の管理において過年度の量水器除却等が適正に行われておらず、計数の誤りがあり減価償却等に誤りがあったので、早急に修正されたい。

なお、誤りの詳細については、「第9 審査指摘事項」を参照されたい。

第5 現金の確認 ※決算書等に記載がない事項。数値及び表が3月31日現在現金を表してない

現金収支の増減状況については、例月現金出納検査においてそれぞれ関係諸帳簿、証書類を精査しているので、本決算審査では出納取扱金融機関から提出の月報や、現金預金の保管状況について審査を行った結果、いずれも符合し、各月の資金計画に基づき効率的な運用がなされ、管理状況も適正と認めた。

第6 財政状況

(1) 上水道事業

借 方		貸 方	
固 定 資 産	11,571,340,075 円	固 定 負 債	971,445,663 円
流 動 資 産	417,613,614 円	流 動 負 債	218,847,237 円
		繰 延 収 益	3,009,846,218 円
		資 本 金	1,384,031,753 円
		剰 余 金	6,404,782,818 円
合 計	11,988,953,689 円	合 計	11,988,953,689 円

(2) 下水道事業

借 方		貸 方	
固 定 資 産	17,608,362,005 円	固 定 負 債	1,885,906,711 円
流 動 資 産	102,013,886 円	流 動 負 債	297,162,179 円
		繰 延 収 益	13,515,052,576 円
		資 本 金	2,307,878,437 円
		剰 余 金	△295,624,012 円
合 計	17,710,375,891 円	合 計	17,710,375,891 円

財政状況については、補助事業での建設改良工事実施により自己資本構成の水準が低くなっているため、長期的な安全性を確保されるよう今後の財政運営に努められたい。

今後とも、企業が持つ収益性と安全性を高め、企業の健全性に努められたい。

以下、固定性の順位に従い記述すると、次のとおりである。

1 資 産

(1) 上水道事業

総資産11,988,953千円のうち、固定資産は11,571,340千円で96.52%を占めている。これは、前年度と比較して159,054千円の減少となっている。

流動資産は417,613千円で、現金預金164,923千円、未収金77,454千円、貯蔵品 5,303 千円、その他流動資産169,933千円の構成である。これは前年度と比較し、現金預金で32,465千円の増、国庫補助金等未収金で56,324千円の減、貯蔵品で1,076千円の減となり、合計で 22,784 千円の減額となっている。

有形固定資産及び流動資産については、「第9 審査指摘事項」に記載のとおり計数不一致があるので早急に修正されたい。

(2) 下水道事業

総資産17,710,375千円のうち、固定資産は17,608,362千円で99.42%を占めている。

流動資産は102,013千円で、現金預金76,235千円、未収金25,778千円の構成である。

上水道事業と同様に、有形固定資産及び無形固定資産については、「第9 審査指摘事項」に記載のとおり計数不一致があるので早急に修正されたい。

2 負債

(1) 上水道事業

負債については、固定負債が971,445千円、流動負債が218,847千円となっている。流動負債の内訳は、企業債（向こう1年以内に返済する企業債）18,171千円、未払金51,127千円、一時借入金133,000千円、引当金6,633千円、その他流動負債9,916千円である。

繰延収益については、長期前受金が5,477,657千円、収益化累計額が△2,467,811千円の構成である。繰延収益については、「第9 審査指摘事項」に記載のとおり平成23年度法改正に伴う修正を早急にされたい。

(2) 下水道事業

負債については、固定負債が1,885,906千円、流動負債が297,162千円となっている。流動負債の内訳は、企業債（向こう1年以内に返済する企業債）195,448千円、未払金37,586千円、一時借入金60,000千円、引当金2,618千円、その他流動負債1,510千円である。

繰延収益については、長期前受金が14,057,141千円、収益化累計額が△542,089千円の構成である。

3 資本

(1) 上水道事業

総資本は7,788,814千円で、構成は資本金1,384,031千円、剰余金6,404,783千円である。

資本金の構成は、自己資本金1,384,031千円である。

剰余金については、資本剰余金7,559,417千円、利益剰余金△1,154,634千円の構成である。利益剰余金の内訳は、当

年度未処理欠損金△1,154,634千円である。繰延収益と同様に「第9 審査指摘事項」に記載のとおり平成23年度法改正に伴う修正を早急にされたい。

(2) 下水道事業

総資本は2,012,254千円で、構成は資本金2,307,878千円、剰余金△295,624千円である。

資本金の構成は、自己資本金2,307,878千円である。

剰余金については、利益剰余金△295,624千円の構成である。利益剰余金の内訳は、当年度未処理欠損金△295,624千円である。

第7 消費税及び地方消費税

(1) 上水道事業

当年度の消費税及び地方消費税については、本則課税制度により、還付額が9,993千円となった。

(2) 下水道事業

当年度の消費税及び地方消費税については、本則課税制度により、納付額が4,871千円となった。

第8 審査総括所見

(1) 上水道事業

決算審査に当たり、現在公表されている最新の『水道事業経営指標（総務省編・公益社団法人 日本水道協会）（令和5年度）』の経営指標との比較をしたところ、主要な指標について、以下のとおりの結果となった。

	女川町上水道事業会計	水道事業経営指標	評 価
有 収 率	81.26%	83.71%	×
営 業 収 支 比 率	21.12%	42.32%	×
給 水 原 価	575.17円	221.90円	×

供給単価	116.52円	159.56円	—
自己資本構成比率	90.07%	83.08%	○

女川町上水道事業会計の有収率は、81.26%であり、昨年度と比べて6.22ポイント低くなったほか、水道事業経営指標の83.71%と比較しても2.41ポイント低いものとなっている。また、営業収支比率をみると21.12%と水道事業経営指標と比較しても非常に低い数値である。要因としては、工事関係者を含む町内宿泊施設利用者の減少のほか、令和6年9月から10月にかけて発生した水質基準超過による捨水対応による有収水量の減少によるものである。水質基準超過による捨水対応については、鷲神浄水場の高度処理施設が完成するまで続くので、早期完成が望まれる。さらには、給水原価575.17円は、水道事業経営指標と比べ353.27円高く、また、供給単価116.52円は水道事業経営指標と比べ43.04円安く、水道事業経営指標での給水原価と供給単価の差62.34円を大きく上回り、458.65円となっている。つまりは、水道事業経営指標よりも水を供給するために高い費用を払っているにも関わらず、より安い価格で水を売っているという状況である。給水原価の各費用項目の内容を精査し費用削減するとともに、有収率の向上や確実な料金回収など改善を促したい。

自己資本構成比率については、前年度(91.94%)から1.87ポイント減少し90.07%となり、水道事業経営指標の83.08%を上回ることであった。

町の主要産業である水産業及び商工業の経営安定と住民生活の安定に、女川町上水道事業の担う役割が大きく期待される場所である。一方、経営については公営企業会計の独立採算を確保して、今後の堅実な事業運営を目指すためにも収支バランスを考慮されたい。

(2) 下水道事業

決算審査に当たり、現在公表されている最新の『下水道事業経営指標(令和5年度)』との比較をしたところ、主要な指標について、以下のとおりの結果となった。

	女川町下水道事業会計	下水道事業経営指標	評 価
有 収 率	106.24%	94.00%	○
経 常 収 支 比 率	79.58%	102.60%	×

処 理 原 価	944.38円	243.50円	×
使 用 料 単 価	189.45円	167.86円	○
自 己 資 本 構 成 比 率	87.67%	55.00%	○

女川町下水道事業会計の有収率は、106.24%であり、下水道事業経営指標の94.00%と比較して、12.24ポイント高いものとなっている。

また、経常収支比率をみると79.58%と低い数値であり、要因として、減価償却費が事業費用の半分以上を占めているためのものである。さらに、処理原価944.38円、使用料単価189.45円との差額は754.93円となっている。自己資本構成比率については、87.67%となり下水道事業経営指標の55.00%を上回ることとなった。

経営について、町民の快適な生活とのバランスを考慮しつつ、公営企業会計の独立採算を確保して、今後の堅実な事業運営を目指すためにも収支バランスを考慮されたい。

第9 審査指摘事項 ※今回の計数誤り（減価償却等誤り）についてのコメント

「第2 審査の結果」に記載した審査指摘事項は次の「上水道事業」「下水道事業」に記載のとおりである。指摘事項となるに至る経緯等について、担当課に説明を求め、指摘事項をまとめたので、これを参考とし、早急に対処されたい。

なお、組織体制・管理体制において、これまでの決算を含めた事務処理は、担当者が一人又は二人で行っており、特に伝票処理では担当者欄と責任者欄等が同一者となる場合が多く、本来、複数人での確認や検討がなされるべきところ、なされないまま処理が進んでいたことが誤りや処理漏れの発生の一因となっている。このことから、組織体制が適正だったとは言えず、また、内部けん制体制が有効に機能していたとは言えない状況が確認された。

地方公営企業法の適用を受けている上下水道事業については、一般会計等で行う業務とは異なる部分が相当あり、このことを十分に認識し、関係職員に限らず職員の公営企業に対する理解や知識習得等の人材育成に取り組むとともに、企業財務処理に関する専門家の知見を取り入れるといった再発防止策を検討されたい。

(1) 上水道事業

①資本剰余金

平成 23 年度の地方公営企業会計基準の見直しが平成 26 年度決算から適用されているが、未対応である。剰余金のうち資本剰余金 5,573,284,917 円を繰延収益の長期前受金に振り替える必要がある。

指摘箇所	修正前	修正後
1 剰余金 資本剰余金	5,812,974,385	239,689,468
2 繰延収益 長期前受金	5,477,657,479	11,050,942,396

②その他流動資産

その他流動資産について調査をしたところ、その他流動資産 169,933,187 円の内容を確認をしたところ、平成29年度から令和2年度までの消費税申告に係る仮払消費税の取崩し処理において、還付金を未収金で消込すべきところ、この消込の漏れが判明した。処理漏れであり、不用額となることから、対象額全額を特別損失として処理する必要がある。

③固定資産の減価償却等の収益化の処理誤り

決算書の固定資産明細書と貸借対照表において計数不一致のため確認を行った。確認を行ったところ、令和3年度に計上されるべき減価償却額と長期前受金に誤りがあった。誤りの原因は、令和3年度において処理すべき減価償却等の収益化処理がされていないことによるものであった。経緯を確認したところ、災害復旧・復興事業での施設整備事業は、UR都市機構に委託し整備をしているが、整備された固定資産の評価を令和2年度に実施しその成果を基に令和3年度に資産登録をしている。資産登録にあたっては、施設が整備された時点まで遡って登録していることから、減価償却等の未処理分については、令和3年度に特別損失・特別利益として計上し処理すべきであったが未処理のため計数不一致となったものである。早急に必要な修正をされたい。

指摘箇所	修正前	修正後
1 建物減価償却累計額	△121,601,517	△131,734,934

2	構築物減価償却累計額	△1,564,522,418	△3,031,943,076
3	機械及び装置減価償却累計額	△1,080,753,034	△1,759,309,677
4	繰延収益 長期前受金収益化累計額	△2,467,811,261	△3,234,327,941

④量水器個数の管理不十分による処理誤り

量水器の棚卸額や受払保管について台帳等を確認したところ、過年度において、量水器除却等がなされているにも関わらず台帳に計上していたり、使用中止の届けがあるにも関わらず量水器の未撤去、量水器の減価償却方法の誤りなどにより錯誤が発生していることが確認された。数量の誤りは平成27年度ごろから令和5年度まで続き、また、量水器減価償却誤りは令和5年度において発生していた。原因は、担当者が仮設住宅等の量水器除却分の個数管理や使用中止届後の事務処理が不十分によるものであった。

また、本来、取替法で会計処理されるべきところ定額法で会計処理されていることが確認され、このことにより減価償却累計額が過大となっていた。あわせて令和5年度以前の建設仮勘定の振替処理の漏れも確認された。原因は、減価償却等に関する担当の知識不足及び組織としての管理体制の不十分によるものである。決算監査において調査した個数により早急に修正されたい。

	指摘箇所	修正前	修正後
1	固定資産 量水器	14,171,669	10,543,340
2	固定資産 量水器減価償却累計額	△10,635,904	△2,285,255
3	建設仮勘定	177,558	0
4	流動資産 貯蔵品	5,303,463	1,680,250

(2) 下水道事業

①無形固定資産（施設利用権）の減価償却誤り

流域下水道事業への建設費負担金は、無形固定資産の施設利用権に分類される。この権利の基となる施設は減価償却の対象であるので、無形固定資産の施設利用権も減価償却されるものであるが、令和4年度の公営企業会計移

行時から令和5年度決算までの間の減価償却の処理が漏れているので、早急に修正されたい。

指摘箇所	修正前	修正後
1 無形固定資産 施設利用権	1,187,111,818	1,102,676,896

②固定資産の減価償却等の収益化の処理誤り

決算書の固定資産明細書と貸借対照表において計数不一致のため確認を行った。確認を行ったところ、令和3年度に計上されるべき減価償却額と長期前受金に誤りがあった。誤りの原因は、令和4年度において令和3年度に下水道事業特別会計で行った下水道マンホール蓋取替工事の固定資産登録に処理すべき減価償却等の収益化の処理が漏れているので、早急に修正されたい。

指摘箇所	修正前	修正後
1 固定資産 構築物減価償却累計額	△642,507,537	△643,047,483
2 長期前受金収益化累計額	△542,089,066	△542,359,039